



## 年頭の辞



北海道医師国民健康保険組合

理事長 飯塚弘志

組合員をはじめ被保険者の皆様には平成16年の新春を迎えられ心からお慶びを申し上げます。

昨年4月、健康保険法の一部が改正施行され、医療費の窓口一部負担割合が高齢者・乳幼児を除き3割となりました。医療を担当する側として、更なる受診抑制から生ずる悪影響を最も懸念するところであります。

国の社会保障審議会医療保険部会においては、既に閣議決定した医療保険制度改革の基本方針を踏まえて、高齢者医療制度と保険者の再編統合等について審議をはじめております。

私ども医師国保組合にとって、現在考えられている高齢者医療制度がこのまま創設されるということになれば、75歳以上の組合員のみならずその家族・従業員も新制度における医療保険や市町村国保に移行するということになってしまうということに危惧する次第です。このことは、医師国保組合の年齢構成でお分かりのとおり、被保険者数が減少していくことになり、組合を支える財政上の運営基盤に直接影響してくるものと思われまます。改革に関する今後の日程について、国は、平成17年度から法律化に向けた実質的作業を開始し、平成20年度には医療制度改革を実現するという方向で検討しております。

また、国保保険者の統合再編問題に関しては、都道府県単位や広域市町村単位での対応が可能かどうかということについて、地方自治体等の関係団体がそれぞれの立場で論議しておりますが、国保組合においては、市町村国保の問題とは別に制度改正によって生ずる諸問題を如何に乗り越えるかが当面の課題であります。

従って、今後は医師国保組合の原点に戻った検討が必要となり、道医師会員が相互扶助の精神で設立した昭和34年以來の組合事業をどうするかという問題については、組合のみならず、その設立母体である北海道医師会の福利厚生事業とも関連する問題でもあります。

このような状況ではあります、平成16年度の事業が目前に控えております。平成15年度の保険料等検討委員会には、事業運営の基盤となる平成16年度の保険料賦課額と給付割合について諮問いたしました。

その結果、幸い直ちに財政状態が悪化するという状況ではないため給付割合の変更及び保険料を引き上げる必要がない旨の答申をいただきました。現在、その答申を踏まえ、平成16年度の事業方針の策定及び予算の編成に取り組んでいるところであります。

さて、平成15年度も残り3月となりましたが、新しい事業として本組合のインターネットホームページを本年2月1日に設置し、事業内容・各種申請手続き等組合員の皆様にとって必要な情報について明るい画質でお知らせする予定です。また、組合の最新情報につきましても随時掲載することとしております。

本ページは、北海道医師会のホームページと連結させていただきますので、是非ご高覧いただきたいと存じます。

この1年、被保険者の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げますと共に、組合員各位の組合運営に対する特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、年頭のご挨拶といたします。